



大切なお知らせ

[Vol.8]

重要

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。

申請期間が年内の制度があります

「支援制度」の申請はお早目に。詳しくは以下をご覧ください。

住まいの再建

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く月～金曜午前8時半～午後5時半（◆は午前9時～午後5時）をお願いします

被災相談窓口についてはこちらから



支援制度	対象	申請期限・内容		
被災者住宅応急修理 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 《公共建築課》◆☎ 025-226-2880	準半壊以上	令和6年度 判定区分により 64.3万円～170.6万円	令和7年度 申請期限:令和6年12月31日 完了報告期限:工事が完了するまで	令和8年度
液状化等被害住宅修繕支援 宅地内のカーポートや物置を含む外構工事も対象 《公共建築課》◆☎ 025-226-2880	一部損壊以上	延長 判定区分により 10万円～150万円	申請期限:令和8年2月27日 完了報告期限:令和8年3月31日	
液状化等被害住宅建替・購入支援 新潟市内で家の建て替えや購入をした場合に支援 《建築保全課》◆☎ 025-226-2880	中規模半壊以上	延長 建替:判定区分により 50万円～150万円 購入:判定区分により 50万円～100万円	申請期限:令和7年12月26日 完了報告期限:令和8年3月31日 申請期限:令和8年2月27日 完了報告期限:令和8年3月31日	
液状化被災宅地等復旧支援 宅地の復旧や、住宅基礎の傾斜修復などの工事を支援 《まちづくり推進課》◆☎ 025-226-2710	原則準半壊以上	申請期限:令和7年2月末頃 (R7年度以降も申請受付を継続予定) 完了報告期限:令和7年3月14日 補助率3分の2 補助上限 766万6千円 ※被災者住宅応急修理などを活用している場合、当該活用額を控除		
被災家屋等の解体・撤去 全額公費で解体撤去 《循環社会推進課》☎ 025-226-1391	半壊以上	申請期限:令和6年12月27日 ※申請には事前予約が必要 予約先 廃棄物対策課 ☎ 025-226-1411		
被災ブロック塀等撤去工事補助 《建築行政課》☎ 025-226-2841	—	申請期限:令和6年12月27日 完了報告期限:令和7年1月31日 補助率3分の2 補助上限20万円		
被災者転居費支援 引越しの費用を支援 《住環境政策課》☎ 025-226-2821	半壊以上	延長 申請期限:令和7年3月31日 補助率:2分の1 補助上限15万円		
市営住宅への入居 《住環境政策課》☎ 025-226-2817	半壊以上	申請期限:当面の間		
賃貸型応急住宅（みなし仮設）への入居 《住環境政策課》☎ 025-226-2813	半壊以上	申請期限:当面の間 民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅を供与します		
私道の災害復旧 地震の影響で車両などの通行が困難となった私道の原形復旧工事費を支援 《道路計画課》☎ 025-210-5288	—	申請期間:令和6年11月18日～12月27日 支援額:対象工事に要した費用（上限あり）		

資金確保

支援制度	対象	申請期限・内容		
被災者生活再建支援金 お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	半壊以上	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		延長 基礎支援金・市支援金 加算支援金 判定区分等により37.5万円～400万円	申請期限:令和8年2月2日 申請期限:令和9年2月1日	
災害援護資金貸付 返済あり 所得制限あり 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	半壊以上 ほか		申請期限:令和7年1月31日 判定区分等により貸付限度額は異なる	

負担軽減

支援制度	対象	申請期限・内容		
水道料金・下水道使用料の免除 《水道局コールセンター（水道料金）》 ☎0120-411-002 《下水道部経営企画課（下水道使用料）》 ☎025-226-2959	一部損壊以上	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			令和6年1月1日を含む期間（通常2か月分を全額免除） ※漏水による使用量増加に対する減免もあり 申請期限：令和7年3月31日	
災害ごみの自己搬入 手続きについて 《廃棄物対策課》 ☎ 025-226-1403 受け入れ施設について 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1431	一部損壊以上	延長	地震で壊れた家財道具などを無料で自己搬入できます ※「り災証明書」の提示が必要 持込期限：令和6年12月31日正午	
			申請期限：当面の間	
市税の減免 令和5年第4期分（固定資産税・都市計画税） 《資産税課》 ☎ 025-226-1515	半壊以上	申請期限：当面の間		
国民健康保険 保険料の減免 《保険年金課》 ☎ 025-226-1085 一部負担金の免除 ☎ 025-226-1077	半壊以上 準半壊以上		（保険料）申請期限：令和7年3月31日	
		延長	（一部負担金）免除期限：令和6年12月31日診療分まで	
後期高齢者医療 保険料の減免 《保険年金課》 ☎ 025-226-1081 一部負担金の免除 ☎ 025-226-1081	半壊以上		（保険料）申請期限：令和7年3月31日	
		延長	（一部負担金）免除期限：令和6年12月31日診療分まで	
介護保険 保険料の減免 《介護保険課》 ☎ 025-226-1269 利用料の免除 ☎ 025-226-1273	半壊以上 準半壊以上		（保険料）申請期限：令和7年3月31日	
		延長	（利用料）免除期限：令和6年12月31日利用分まで	
住宅再建資金の融資に対する利子補給 《建築行政課》 ☎ 025-226-2837	準半壊以上	令和6年1～12月に返済した方の令和6年分の申請期限:令和6年12月27日		
		令和8年12月31日までに融資を受けた方が対象 貸付利率の1%を上限に、金融機関へ支払った利子相当額を5年間補給		

各制度の詳細については、市ホームページをご覧ください

スマートフォンは
こちら

